

令和2年9月定例会 常任委員会

土木委員会

委員長名	佐藤政隆
委員会開催日	令和2年10月1日(木)
所属委員	[副委員長]佐藤郁雄 [委員] 江花圭司 荒秀一 安部泰男 円谷健一 宮川えみ子 渡辺義信 満山喜一 西丸武進



佐藤政隆委員長

- (1) 知事提出議案：可 決・・・14件
承認・・・1件

※[知事提出議案はこちら](#)

- (2) 議員提出議案：可 決・・・1件

※[議員提出議案はこちら](#)

(10月 1日(木))

江花圭司委員

9月補正における増額が大変多いが、新型コロナウイルス感染症の影響と見てよいか。

土木企画課長

新型コロナウイルス感染症対策としては、先ほど説明したとおり、トイレの蛇口の自動洗浄等の予算として約5億円を計上している。

ほかの主な補正は、今年度新たにしゅんせつの経費等に係る起債制度が創設されたため、同制度を利用した経費を9月補正で計上した。

江花圭司委員

事業債が新しく創設されたとのことであり、多くの自治体にしゅんせつの実施を希望しているが、その要望に応えられるように短期間で事業計画を作成し、今年度内に完了できる形となっているのか。

河川整備課長

この緊急事業債は令和2年度に創設され、今後5年間の地方債として創設された。令和元年東日本台風等の出水等による影響により地域からの要望がある箇所について実施するため予算を計上しているが、今後とも必要な箇所が発生すれば実施していく。

江花圭司委員

緊急しゅんせつ推進事業債の年間の予算規模を聞く。

また、どの程度の規模の河川のしゅんせつが行えるのか。

河川整備課長

当初予算において約40億円を計上し、今回の補正では約100か所分で約22億円の予算を計上している。次年度以降は、今後の現地調査等を踏まえながら必要な経費を計上していく。

宮川えみ子委員

新型コロナウイルス感染症関係の予算が多く計上されており、それらは主に水道の蛇口の改善や自転車利用における道路標示等の予算とのことであるが、漁港維持管理費及び港湾維持管理費の新型コロナウイルス感染症対策の予算の大部分は水道の蛇口変更に係るものと理解してよいか。

土木企画課長

新型コロナウイルス感染症関連の予算については、漁港、港湾、都市公園の屋外トイレ、道の駅のトイレ等の蛇口の自動洗浄化などの修繕経費である。

宮川えみ子委員

専決処分においても新型コロナウイルス感染症対策に関する内容があるが、リモート環境推進事業の内容を聞く。

また、この専決処分の内容によりリモート環境の整備は完了するのか。

技術管理課長

建設工事等リモート環境推進事業については、建設工事等の関係者間の感染防止対策として、県の監督業務等にリモート環境を整備するものであり、実施内容は3つある。

1つ目は工事の検査や災害現場において、現場から離れた場所から状況を把握するため、出先機関にカメラ付パソコンやタブレットを配備するものである。

2つ目は、ウェブ会議システムを使って関係者間の打合せにおいて設計協議したり、講習会等における設計内容等を詳細に確認するため、また、多人数の参加を可能にすることにより打合せの生産性を上げるため、本庁及び出先機関に大型モニターを配備するものである。

3つ目は、工事等の監督員が、リモート勤務時においても計画的に発注業務等を行うため、設計図面等を作成するCADソフトを出先機関の各担当者に行き渡るように配備するものである。

今後はこれらを配備してリモート環境を整備しながら感染防止対策を進めていく。

宮川えみ子委員

工事請負契約に係る議案が複数提出されており、金額が大きいが、それぞれの落札率を聞く。

道路整備課長

土35ページのいわき上三坂小野線の工事の請負率は99.8%である。

下水道課長

土44ページの議案第16号の請負率は91.5%、土45ページの議案第17号は91.0%、土46ページの議案第18号は99.8%、土47ページの議案第19号は90.3%、土48ページの議案第20号は99.7%である。

宮川えみ子委員

議案第26号の2億4,000万円の増額と工期の延長について、このトンネルの長さは218mありトンネルの岩盤が硬いことによる掘削工事の変更とのことであるが、変更内容を聞く。

道路整備課長

今回変更が必要な箇所は218mのうち中央部の49m区間である。この場所は機械で掘削を進めていたが、中央部に非常に硬い岩盤が出現し、掘削機では掘削が困難な状況となった。そのため、火薬を用いた発破掘削に変更すべく試行的な掘削を進めていたが、周辺住民から音や振動に対する苦情が寄せられた。トンネル工事は昼夜を問わず24時間掘り進めるため、トンネル技術専門委員会における検討や住民との調整を進め、専門の機械で岩を割りながら掘削する方法に変更する

ものである。

宮川えみ子委員

議案第27号の小名浜港埠頭埋立造成工事について、大きな石は海中にあるのか。どのように理解すればよいか。

港湾課長

取り除いた石の性状を見ると、岸壁のそばで岩盤のしゅんせつを行い、埋立土に使っているが、その際の石が支障になったと想定している。

宮川えみ子委員

支障になっている石を引き上げるとの理解でよいか。

港湾課長

当初予定していた杭では打ち込むことができないため、大きな径で掘って一旦石を取り除き、再度打ち直す方法に変更した。

宮川えみ子委員

議案第8号の福島空港条例について、減免額を聞く。

また、維持管理に対する収入額を聞く。

空港施設室長

着陸料は空港を利用することで発生する料金である。新型コロナウイルス感染症の影響により今年4月から現在に至るまで大幅に減便しており、今後の就航状況も不透明な状況にあるため、今回の免除に伴う実質的な減免額の見通しは立っていない。

なお、今年度の当初予算ベースで見込んでいた空港使用料については約4,200万円であり、そのうち今回の全額免除の対象となる国内定期便については約3,900万円であるため、その収入が減額となる。

宮川えみ子委員

議案第16号からの県北浄化センターの工事請負契約について聞く。

議案第16号は電気1、議案第17号は電気2、議案第18号は電気5、議案第19号は電気6とあり、契約金額が5億円以上の案件が議案として提出されているが、電気関係工事の契約金額の総額を聞く。

次に、分離発注として地元の業者に発注するよう工夫している割には他県の業者に発注している契約があるが、考え方を聞く。

また、電気関係の工事は今後も行われるのか。

さらに、議案第20号では機械4とあり、機械1～3は契約金額が5億円未満の案件かと思うが、機械関係工事の契約金額の総額を聞く。

下水道課長

電気関係の工事は全部で6件予定しており、契約金額の合計は約35億円である。

分離発注の考え方については、被災した施設が多くあり、できるだけ早く復旧するため、施設ごとに分けて行っている。

復旧工事は、現時点で全部で19件の発注を予定している。今回提出した5件を含めて既に14件の入札手続を進めており、電気関係の工事はこれにより全て終了する。

機械関係ほかに係る契約金額の総額はおおむね45億円と想定している。

宮川えみ子委員

電気関係の工事の契約金額は6件で約35億円とのことだが、総額を聞く。

契約金額が5億円未満で議案として提出されない案件は地元の業者に発注しているのか。

また、浄化センターは水害からの復旧と併せて改修を行うと思うが、事業の総額を聞く。

下水道課長

先ほど述べた19件とは、電気、機械、建築関係を含めた全ての工事数であり、電気関係が6件、機械関係が8件、残りが建築及び土木関係の工事である。

本復旧工事の総額は、電気関係が約35億円、機械関係ほか約45億円で合計約80億円である。復旧費用は被災直後の応急復旧等を含めて全体で約120億円である。

宮川えみ子委員

5億円未満の工事は地元の業者に発注しているのか。

下水道課長

1億円未満の案件は随意契約で、それ以外は公募型随意契約としているが、県内の業者に発注している例もある。また、今回議案として提出している5件のうち電気関係の2件については県内の業者に発注している。

宮川えみ子委員

電気及び機械等の工事契約金額について説明があったが、総額120億円の内訳表を提出願う。

佐藤政隆委員長

ただいま宮川委員から資料請求があったが、資料提出は可能か。

下水道課長

資料は準備できるが、提出の可否については委員長に判断願う。

佐藤政隆委員長

それではお諮りする。ただいまの資料について、委員会に提出を求めることに異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

佐藤政隆委員長

異議ないと認め、後ほど提出願う。

空港施設室長

先ほどの宮川委員の質疑の中で、維持管理費との関係性について説明不足であったため、これについて説明する。

福島空港では決算が確定次第、毎年ホームページで収支を公表している。平成30年度は着陸料等として約4,500万円の収入があったことを公表しているが、そのうち今回の全額免除の対象となるのは約4,200万円となる。なお、30年度における空港の維持管理に係る収支額は約5億900万円となっている。

荒秀一委員

土9ページ、河川海岸維持管理費の緊急しゅんせつ推進事業債について、先ほど江花委員からも質疑があったが、東日本大震災以来、私の地元を含めて河川が非常に荒れ、多くの方から心配する声が寄せられている。5年のスパンで行うとのことだが、基本的な考え方を聞く。

また、100か所分の予算を計上しているが、今後5年間でこの100か所に加えて全県を対象にしていくのか。

河川整備課長

今回の緊急しゅんせつ推進事業債は、河道の開削を行って川の流下能力を確保していくものである。今年度実施分として約22億円を計上しているが、今後さらに必要な箇所を確認しながら予算を確保していく。

荒秀一委員

今後様々な面で大変世話になり、地域住民としても非常に安心感の持てる事業になると思うため、よろしく願う。

台風災害の復旧について多額の予算で工事が進められているが、基本的な考え方として、台風等によるものだけでなく県管理河川全般について該当するとの理解でよいか。

河川整備課長

令和元年東日本台風によるものだけではなく、現在の河川状況を捉えた中で全県下の対応として実施することを考えている。

江花圭司委員

土8ページ、新型コロナウイルス感染症対策に係る補正のうち自転車の路面整備について、新型コロナウイルス感染症対策に係る歳入を充てたと理解してよいか。

道路整備課長

59市町村のうち市街地の自転車ネットワークの計画があり、かつ各自治体で路面標示を実施しているのは現時点で福島市と郡山市のみであるため、2市について今回の補正により県管理道路の路面標示の整備を行う。

江花圭司委員

自転車活用推進計画の事業の一環で福島市及び郡山市の整備を行い、それ以外の市町村については、財源が足りないため別の事業で行うと理解してよいか。

道路整備課長

自転車の路面標示については、県の自転車整備計画に各市町村のネットワーク計画を位置づけた上で、今後交付金事業で重点的に整備していくため、各市町村と協議しながら整備を進めていく。

荒秀一委員

河川や道路の草刈り、堆積物の状況に関して聞く。

道路愛護会や河川愛護会等の活動について、特に震災直後においては河川の草刈りを遠慮してもらおうとの大きな方向性が示されたように思われるが、地域の方の力を借りることと一緒に進めていくことはとても大事だと思う。

道路や河川が荒れている箇所があるが、愛護会や県民と共に進めていくことについて考えを聞く。

河川整備課長

河川の草刈り等については、愛護会とサポート協定を締結してボランティアの形で実施してもらっている。また、河川の中の伐木、除草関係については予算を確保しながら実施していくとともに、予算を計上している緊急しゅんせつ推進事業債において土と併せて木及び草等を除去していく。

道路計画課長

道路を適正に維持管理していくためには、愛護会の活動に頼るところが大変大きい状況である。県としては、愛護団体の表彰等を活用して啓発を進め、愛護団体の育成に努めている。

荒秀一委員

河川及び道路において、地域住民の協体制により非常に助かっているとの率直な答弁だと思う。愛護会や協定を結ぶ団体は少なくなっていると思うが、啓発や呼びかけについてどのように考えているか。

河川計画課長

県内の河川及び道路関係の愛護団体は合わせて約3,000団体あり、道路または河川のそれぞれについて活動している団体と、道路及び河川について活動している団体がある。さらに、ホームページに掲載しているが、サポート制度として協定を結び、草刈りや清掃活動を行っている団体が262団体ある。しかし、そのような団体数は過去に比べると決して増えておらず、さらに団体の高齢化により活動がなかなか難しい状況にある。

様々な課題が出てきている中で、団体の方の生命、財産を守るため安全対策を含めて活動しなければならず、高齢化や人力ではなかなかできないこともあるため、機械の貸出し等により支援を行っている。今後もそのような状況に対応するため、市町村を通して意見を聞きながら、愛護団体やサポート団体が活動できるように支援していく。

道路計画課長

道路関係の団体数は、平成22年以降はおおむね2,500団体で数自体は大きく変わっていない。

愛護団体への活動支援について、県としてボランティア保険に入っており、愛護団体活動だけがをした場合の保険金の給付等を実施している。

荒秀一委員

地域の協力を得ながら頑張っていることに感謝を述べる。

あわせて、特に山間部においては高齢化により若い人が少なくなっている状況が顕著であるため、業者に頼ることも必要だと思うが、考えを聞く。

河川整備課長

さきに述べたとおり、例えば除草についてはボランティア活動を行う団体や愛護団体に様々な支援を行っており、さらに効率化を図るために今年度から除草機械の貸出しを開始した。そのような形で効率化を図りながら進めていく。

道路管理課長

今後の除草の方向性について、委員指摘のとおり、高齢化現象等の中で道路管理者である県としてしっかり取り組んでいくが、一方で、地域の力がなければ守れない部分もある。

河川整備課長等から述べたとおり、省力化のための機械の運用等に向けて現在様々な試験施工等を実施し、場所や環境に応じた適正な機械を検証しているため、その効果を確認して様々な団体に情報提供しながら、民間の力を支援していく。

河川整備課長

追加で説明する。河川においてはボランティアだけではなく、危険な箇所については業者に委託しながら実施していく。

佐藤政隆委員長

維持管理関係及びボランティアで作業してもらう部分についてはしっかり整理していかなければならないと思うが、その辺についてどのように考えているか。

河川整備課長

ボランティアまたはサポート制度等による活動について、地域の環境美化活動として、意見を聞きながら実施してもらっている。それ以外の区間は県として取り組まなければならない、危険な場所での作業については委託により実施していく。

道路管理課長

維持管理費で行うべき部分については、通学路や横断歩道等の危険な場所は発注により安全性の見通しを確保していく。

また、資材等の支援を含めた予算については、春先の花いっぱい運動等のボランティア団体の様々な活動に合わせて適切に対応していく。

宮川えみ子委員

いわき市の場合、今年は新型コロナウイルス感染症の影響により道路や公園の草刈り等を制限して行わなかったところが多い。荒委員が述べたとおり、高齢化により活動が難しくなっている部分はあるが、新型コロナウイルス感染症の影響により通常のボランティア活動ができなくなっていることがあると思う。

各建設事務所や土木事務所において、新型コロナウイルス感染症の影響により維持管理が余計に必要なになっているとの状況は把握しているか。

道路管理課長

先ほど述べた花いっぱい運動やボランティア活動において、新型コロナウイルス感染症の影響により今年度に活動を予定していた680団体のうち約380団体が活動を自粛したため、県の発注により除草等を行った。

今回の補正において、このような団体の新型コロナウイルス感染症対策として、マスクやフェースシールド、消毒液等を配布する予算を計上しているため、団体の意見を聞きながら、活動を続ける意向がある場合は感染症対策について支援していく。

安部泰男委員

県北浄化センターについて聞く。滝川の決壊により処理場全体が4.8m浸水したとのことである。河川の脇にある施設であり、再度の水害が考えられると思うが、今後の防災・減災対策についてどのように考えているのか。

下水道課長

委員指摘のとおり、滝川の破堤により浸水したが、単なる復旧だけでは今後同様の状況になった場合に再度被害を受け

てしまうため、今年度からは耐水化対策として、浸水した場合でも最低限の施設について保持できるよう対策を進めていく。

安部泰男委員

具体的な対策について説明願う。

下水道課長

下水道における重要な揚水機能、沈殿機能、消毒機能において、付近の河川の計画高程度までの水が入ってきた場合にも対応できるように止水するものである。

安部泰男委員

専門用語がよく分からないため、もう少し具体的に分かりやすく説明願う。

下水道課長

壁や入り口、ガラス等を強化して、建物の外に水がたまった場合でも建物の中に入らないように止水するものである。

西丸武進委員

県北浄化センターの囲いの高さを聞く。

下水道課長

国の指針に基づき、隣接する河川のレベル1といわれる通常時に計画される水位までの規模が浸水する想定の下に高さを決めている。

西丸武進委員

昨年と同様の大雨が再び降ったとしても場内に水が入らない程度の囲いを計画していると捉えてよいか。

下水道課長

今回の災害復旧においては、止水対策は認められなかったが、今年度から通常の交付金事業で対応する。レベル1といわれる計画雨量への対策であり、台風第19号と同程度の大雨からは被害を防ぐことはできない。

西丸武進委員

計画水位までは対策を行うが、それを上回って越水した部分の対策はしないとのことか。

下水道課長

今回の交付金事業については、津波のときと同様に被災そのものへの対応ではなく、国から耐水化対策として計画雨量の河川の水量に対する対応について示されたため、それに関する工事を行うものである。

西丸武進委員

計画雨量の範囲で現在の囲いを考えているとのことであるが、県北浄化センターは甚大な被害を受けているため、昨年と同様の異常な雨が降った場合の対策を取るのが防災・減災対策であり、それができているのかを心配している。しっかり答弁してもらわなければ我々は県民に何と言えよいか分からない。再度答弁願う。

下水道課長

台風第19号により約4.8m浸水したが、それを全て守るのではなく、河川の計画雨量を守るものである。阿武隈川の隣に位置しているため、阿武隈川の150年に1回程度発生する雨量までの対応を取ることになる。

佐藤政隆委員長

県北浄化センターについては、計画雨量までの対応は行うが、令和元年東日本台風の影響で浸水した部分については対応しないと理解してよいか。

下水道課長

委員長指摘のとおり、基本的に今回の大雨自体に対応するのが災害復旧であるが、災害復旧事業ではなく交付金事業において防水対策を取ることとなり、計画の規模までの分を守る形で事業が採択されるため、その範囲での耐水化を計画している。

佐藤政隆委員長

県北浄化センターについては建物であるとの特殊性を考えても、想定外の事態にきちんと対応しながら次の災害に備えることが必要であるため、その辺の考え方について再度整理して答弁願う。

下水道課長

今回と同様の雨が降った場合には、滝川の改修を行うため、下水道においては今回の台風第19号の被害に対する対応ではなく、計画規模の水位に対する対応について、国の基準に基づき防水対策を行っていく。

佐藤政隆委員長

再度述べるが、先ほど答弁があったように、物を吸い上げたり吐いたりする部分は建物の防水関係であり、確かに河川とは別の部分の対策であると思うが、総体的に想定外の事態を排除せずしっかりと対策を打つことを考えなければならぬ。それについては、下水道の部分の考え方で十分対応可能と考えてよいか。

下水道課長

河川の対策についてはしっかりと対応し、下水道の部分については国の基準に基づいた対策を行う考えである。

西丸武進委員

果たして国の基準で浄化センターは維持されるのかを心配している。昨年は想定外の雨により冠水したため、これを防がなければ中の物が全て流れて電気も機械も管理棟も全て駄目になり甚大な被害になる。

国の基準に基づいて県で対策を行うとのことだが、国の基準は場合によっては最低基準である。防水に当たっては重層的な安全対策を取って初めて県民に安全・安心を与えられるのではないかと聞いているのであり、県民に報告したいと思っている。その観点から再度答弁願う。

次長（都市担当）

今回の災害は台風第19号に伴う滝川の決壊によるものである。河川の決壊への対応については河川担当においてしっかり整備を行うこととしており、台風第19号と同様の豪雨が降った場合でも、基本的に決壊しない形での対応を考えている。

大雨により浸水した場合、下水道に関する部分は耐水化により基準に従って守っていく考えである。

西丸武進委員

河川の整備が非常に大事であるとの答弁だが、今回の雨に対して、河川整備の対応はしっかりとシフトさせるのか。

河川整備課長

滝川は阿武隈川に合流する河川である。阿武隈川の水位上昇に伴って滝川の低い箇所から越水して破堤したが、対応の必要がある区間について堤防のかさ上げ等を実施し、豪雨に対応できる河川整備を実施していく。

満山喜一委員

堀川ダムについて聞く。堀川ダムは供用開始以来20年になるが、今年7月に事前放流を行ったとのことである。今までは放流の前に必ず関係市町村及び団体に連絡が入ったが、今回の事前放流について関係市町村及び団体に連絡がなかったと聞いている。この件について事実確認したい。

河川整備課長

堀川ダムについて、これまでは洪水が発生した場合に市町村への連絡を行ってきた。

今年度から事前放流の実施体制を整備し、これまで2回実施したが、市町村との連絡調整において一部不具合があったと考えている。今後の実施に当たっては、各市町村との連携や情報共有にしっかりと努めていく。

満山喜一委員

今回なぜ市町村への連絡を行わなかったのか。

また、その指令は土木部が行うのか。

河川整備課長

事前放流を実施する場合は、連絡網に基づいて各事務所から市町村等への連絡を実施するとしている。

1回目の事前放流の際に一部連絡が不十分であったため、2回目以降は確実に連絡を行って実施する体制を取り、9月に2回目の事前放流を行ったところである。

満山喜一委員

この件について各市町村及び関係団体からかなり連絡が来ていたため確認した。

河川で遊んでいる方や子供がいる場合があり、連絡を忘れたということでは駄目である。これは危機管理の問題であるため、しっかりと対応願う。

宮川えみ子委員

県北浄化センターについて再度確認する。滝川の決壊により同センターに水が入り、120億円の経費がかかったとのことだが、河川を整備し、国の基準に基づき対策を行うため、再度同様の事態が起きることはないかと理解してよいか。現在の情勢では千年に一度の災害が毎年起きるかもしれないが、河川堤防等を整備すれば大丈夫であるときちんと述べられるのか。

また、改修にはどのぐらいの時間がかかるのか。

さらに、今回は4.8m浸水したが、国の基準の高さを聞く。

河川整備課長

滝川の整備については全体で600mを実施する考えであり、令和6年度の完成を目指して取り組んでいく。

下水道課長

今回の浸水は滝川からの流入が原因であるため、基本的に河川担当において滝川を改修する。河川からの流入がなければ今回の雨では処理場自体の浸水はなかったため、通常国の基準に基づいて整備するものである。

また、浸水深は現在検討中であり、詳細な数字は持ち合わせていない。

宮川えみ子委員

通常は何mか。

佐藤政隆委員長

国の基準が求めている高さを答弁願う。

下水道課長

河川の計画水位が基準となるため、阿武隈川の計画高水位が基準となるが、その影響については現在検討中である。

佐藤政隆委員長

阿武隈川の計画水位高ということか。

下水道課長

対象水位をレベル1で設定しており、河川計画水位の際の浸水で処理場の中に影響する水位となる。明確な数字は持ち合わせていないが、現在対策の規模を検討している。

宮川えみ子委員

要するに困りはないと理解してよいか。

また、河川整備課長の答弁では完成まであと約3年はかかるため、その整備前に何か対策を取らないと、120億円をかけて直し、再度被災してしまつては目も当てられない話になる。私は素人でありよく分からないが、そのような形での改修でよいのかと思う。本会議でも想定外の雨量になっているとの話が出ており、水害への対策を取らないことに非常に不安を感じ、納得がいかない。

下水道課長

レベル1の国の基準に基づき耐水対策を行うため、災害復旧とは別の工事であるが、災害復旧に合わせて今年度から計画を立て、順次整備していく。

また、整備期間については、できる限り雨水対策を行い、被害の減少に努めていく。

安部泰男委員

下水道課長が説明した止水施設については今年度から着工すると思うが、止水壁の高さ等ははまだ決まっていないのか。決まっている場合、止水壁の完成時期を聞く。

下水道課長

さきに述べたとおり、検討中であり必要な高さの数値は出ていない。できるだけ早い時期に整備できるよう進めていく。

佐藤政隆委員長

ただいまの県北浄化センターの件については、建物の止水関係を含めた工事と河川の整備が一体的になされることが一番であると思う。それについて、土木部として精査の上でしっかりと事業を執行するよう要望する。

宮川えみ子委員

ダムの事前放流について、四時ダム及び高柴ダムは早期に取り組んでおり、企業と協定等を締結して実施していると思うが、運用上特に問題はなかったのか。

河川整備課長

ダムの事前放流については、利水者と呼ばれる水の利用者と協定を締結して理解を得てから実施することとなっており、運用できる状態となっている。

宮川えみ子委員

運用において企業との問題等はなかったか。

河川整備課長

協定を締結する際の説明において理解を得た上で協定を締結した。

高柴ダム及び四時ダムについては6月から事前放流の実施体制を整備したが、実際にはまだ事前放流は行っていない。

また、真野ダム等については協定締結後に事前放流を実施したが、実施結果について利水者から特に要望等はなく、水位も回復しているため、影響はないと考えている。

荒秀一委員

防災緑地について聞く。7月に相馬市の原釜尾浜防災緑地が完成し、全ての防災緑地が完成したとの報告があり、感謝を述べる。

今後の管理の仕方について、復興まちづくりのイメージで進めていると思うが、木を植えることで管理の必要が生じる。防災緑地がより効果的に機能しながら今後に備えるために様々な工夫があってもよいと思うが、基本的な考えを聞く。

まちづくり推進課長

今年7月に原釜尾浜防災緑地が供用開始となり、10地区全てが完了した。維持管理については、ボランティア協定を締結して、地元の協力を得たボランティア活動の協定締結を想定し、地元の協力を得ながら維持管理を行っていく。また、除草等の維持管理費は確保しており、そのほか総合的な防災対策として多重防御の仕組みについて、今後様々な知見を蓄えながら適切な対応を検討していく。

荒秀一委員

今後の津波等を考えると、造ったからよいというものではないと思う。浜通り全体に防災緑地が整備されたが、木が生い茂り始めているところもあり、このままでは効果が薄れていくのではないかと。これは農林水産部の所管かもしれないが、復興まちづくりの観点からすれば、土木部においてしっかり管理するものだと思う。

先ほどボランティア活動を想定しながらとの説明があったが、具体的にどのように取り組んでいくのか。

まちづくり推進課長

ボランティア活動については地元の協力があってこそその活動であり、ごみ拾いや苗の補植等が想定されるため、地元と協力関係を結び、維持管理を行っていく。

荒秀一委員

せっかく防災緑地を整備したため、しっかり目的を果たし、何より住民の命を守っていくよう願う。

答弁を聞いているとボランティアによる具体的な取組がないように思うが、時期についてどのように考えているか。

また、随分木が伸びており、それに対する住民の声が聞かれるようになったが、その辺の考えを聞く。

まちづくり推進課長

苗の枯れ具合を点検しているが、防災緑地の供用を開始してまだ間もないため、面的な枯れは見受けられない。しかし、枯れている苗を数本確認しており、時期はまだ決めていないが、地元団体の協力があることであるため、様々模索していく。

安部泰男委員

昨年の台風第19号により大きな水害が発生したが、土木部の総力を挙げて復旧や対策に努め、本当に機敏に対応していると思う。

先日来、新聞等で報道されたとおり、国から流域治水の考え方が示され、県においても協議会を立ち上げて取り組み始めたと思うが、流域ごとの計画の作成や河川整備計画の見直しといった今後の流域治水の進め方について聞く。

河川計画課長

近年頻発する水災害を踏まえて、これまで河川、下水道、海岸、砂防等において管理者が事業を行ってきたが、それだけではなかなか災害が防止できないことがある。そのため、流域全体として捉えて、国、県、市町村、民間企業、住民等流域に関わるあらゆる関係者が協働して、流域全体で水害を軽減させるような治水対策を行っていくことが流域治水の基本的な考え方である。

流域治水を具体化させるため、9月中旬に1級水系の阿武隈川と阿賀川において、流域治水の協議会を開催した。まずはキックオフといった形で国、県、市町村が共に協議会を立ち上げ、今述べた治水対策だけではなくあらゆる対策を皆で考えていくことについて会議を持ったところである。今後、流域治水プロジェクトとして、1級水系の阿武隈川と阿賀川における具体的な取組を年度内にまとめる方向で動いている。県内には2級水系もあるため、まずは1級水系で行っている対策の状況等を参考にしながら、2級水系についても遅滞なく進めていく。

西丸武進委員

県の災害復興公営住宅の入居率を聞く。

建築住宅課長

6月30日時点で述べるが、県において4,389戸を整備し、そのうち入居決定しているのは87%の3,819戸であり、実際に入居しているのは3,693戸である。

西丸武進委員

今後の入居見込みとして、入居率が約100%となる時期について想定しているか。

建築住宅課長

若干空きが出ている状況であり、昨年の令和元年東日本台風の際には空き住戸の一部を被災者に一時的に提供している。さらに、大熊町や双葉町では現在も避難指示が継続しており、避難者は全国を含めるといまだに3万人以上いるため、その方々のために引き続き住戸を確保していく必要があると考えている。

西丸武進委員

避難者のために空き住宅を確保するとのことであり、先行きは非常に複雑だと思う。最近は周りの住民からなぜ立派な公営住宅を空けたままにしておくのかといった苦情や相談が多いが、いつまで確保することを考えているか。

台風第19号等による被災者が一時的に入居した例があるとのことだが、空き住宅の維持管理はどのように行っているのか。

建築住宅課長

県営住宅の維持管理については指定管理者に委託しており、復興公営住宅の空き住戸についても定期的の中を点検して、

不具合がある場合はその都度修繕等を行っている。

西丸武進委員

避難者が帰還する場合の住宅の担保について、いつまでを想定しているか。

建築住宅課長

今年の夏に、避難地域復興局と共に現在も避難指示が継続している大熊町や双葉町を訪問して被災者の状況について聞き取りを行った。町の意見としては、現在も避難していて先行きが不透明な方が多くいるとのことであり、避難指示が継続している間は、その方々のために引き続き復興公営住宅を担保してほしいとの要望が寄せられている。

西丸武進委員

災害復興公営住宅であるため、いつまでも続くものではないと思う。

住民は、立派な施設が空いているのだから入居させてほしいとの思いが日増しに強くなっている。最終的には県営住宅の取扱いになると思うため、場合によっては時限立法とし、入居を希望する人がいる場合は県営住宅として優先入居を認める方法を取ってもよいと思う。ずっと空き家のままにしておかなければならない理由が分からない。指定管理者が維持管理していると言うが、住宅は密室にしておけばいつかは風化するため、どこかではっきりする必要があると思っている。

また、新しい住宅を造らずにストックしている分があると思うが、戸数を聞く。

建築住宅課長

担保の時期については、これまでも入居対象者を居住制限者から非居住制限者、あるいは自主避難者まで拡大してきたが、それ以上の拡大や避難の状況を見据えた上での対応等については、避難地域復興局が復興庁と協議しながら最終的に判断することとなる。それについては、復興公営住宅を管理している土木部として協議しながら、今後の方向性を見守っていききたい。

また、現在募集を保留している復興公営住宅は123戸である。

西丸武進委員

どのような意味での保留なのか。

国から予算が来ており、住宅は必要である。本来は建てなければならない建物であり、復興公営住宅であるため建ておく必要がある。そして、県民がいつでも入居できる形づくりをしておくことが大事である。空き家にするために建設するわけではなく、公営住宅には多少の所得制限があるかもしれないが、大体は誰でも入居できるため、そのような意味で門戸を広くすることも大事である。ストックしておいて建てなかった場合は国に予算を全て返さざるを得ない。県営住宅として建てれば帰還者が心配することもなく、本県で住宅への入居を希望する人にとっても門戸が開かれ、住宅困窮者と言われる理由もなくなる。造るべきものは造り、いち早く県民を呼び戻し、来てほしいとのてこ入れを図り、どうしても難しい場合は公募対象として門戸を広げ、来る人がいれば優先的に住宅に入居するとの方法に切り替えるときではないか。いつまでもこのままでは地域から県に対する重圧がますます増えることを心配している。十分検討するように委員長の下に要望するため、よろしく願う。

次長（建築担当）

県の復興公営住宅については、原子力災害の被災者のために4,890戸を計画している。建築住宅課長が述べたとおり、123戸を建設せずに保留している状況であるが、これを建設することは入居の需要に合ったものでなければならない。空いている場合は一般の方に提供すべきとの指摘があったが、制度的にできない状況である。原子力災害の避難者向けに計画されているため、123戸の需要の有無について避難地域復興局と共に避難している市町村を訪問して確認しているが、避難者からどうすればよいか分からないとの回答があり、現時点で123戸を建てるか否かの答えが導けない状態にあるため、避難地域復興局と共に考えながら答えを出していく。

